

読書会レジメ (11)

富岡幸雄著

『税金を払わない巨大企業』

(文春新書、2014 年刊)

2016 年 5 月 15 日(日)、於 船橋市

【はじめに】 著者(富岡幸雄さん)の問題意識

- ✦ 私は、消費税のような普遍的な間接税は、租税の基本理念に反すると考えています。それゆえに、「大型間接税不要論」を強硬に展開してきました。日本の租税の欠点は、メイン・タックスである所得課税に欠陥があることです。所得課税の欠陥を是正できれば、消費税は不要です。たとえ消費税を導入するにしても、その前にやるべきことがあります。それは、本来、大企業が納めるべき税金を納めなくてもいいようにと、法制を歪めてまで徴収を怠っている現状の租税システムを改め、正常化することです。国民いじめの消費税を第一に考えるべきではないのです。(P-12)
- ✦ 「新型間接税(消費税のこと)の導入は、低い所得者、低所得層への過酷な増税であり、高所得者への減税であります。…(中略)… 新型間接税の導入は、内需の停滞、物価の上昇、便乗値上げ、そして場合によればインフレ、国際摩擦の拡大を招き、経済政策にも逆行するおそれがあると考えています。…(中略)… 所得税が最も公平な税金なのです。消費税のような大型間接税の導入は、税体系を好ましからざる方向に転換するものであります。…(中略)… 税制改革は、まずもって現行の所得税や法人税にあるゆがみとひずみを是正し、税に対する公正と正義を確立することが優先されなければならない」(1989 年 3 月の衆議院予算委員会公聴会での富岡幸雄さんの発言より)(P-14)
- ✦ 第二次安倍政権が誕生した 2012 年 12 月から、アベノミックスの経済効果と円安によって、日本の大企業は、軒並み史上空前の利益を手にしました。ところが、その利益は従業員にはわずかしか還元されず、中小企業や非正規労働者、年金生活者の収入は増えていないのが現実です。賃金の伸びが物価上昇率を上回ってこそ国民は豊かになれるのですが、国民の多くは、消費税による支出増によって、さらに苦しくなったと実感していることでしょう。(P-15)
- ✦ 日本の大企業にとっては、税制の欠陥に加えて、政府が打ち出した優遇税制によって、税金を低く抑えられた状態が続いています。こうした大企業の“尻ぬぐい”をさせられているのが、私たち国民なのです。(P-16)
- ✦ 消費税のような一律の税率では、貧しい人ほど税の負担が割高になってしまいます。その反面、大企業や一部の富裕層も含めて、応能負担より極めて少なく税率が設定されています。これでは国民の多くが納得できず、日本国の将来にも禍根を残すことになるでしょう。(P-16)
- ✦ 安倍首相は、政権の最大の課題を「デフレ脱却と地方再生」と掲げていますが、実際にとった政策は、デフレ回帰になる可能性が高く、地方や中小企業に負担を強いてばかりです。一体、日本はこのままでいいのでしょうか。(P-186)
- ✦ 私は、現在の財政が弱いのは、税の不公平さに起因することに気がつきました。とくに、大企業を優遇し、その財政面での“帳尻合わせ”をさせられているのが、一般国民や中小企業だったことが明らかになりました。(P-188)

- ✚ 嘗ては、国が栄えるためには、まず大企業が潤ってから、しだいに中小企業も活況になり、多くの労働者の賃金も上がって、内需が拡大するという波及効果が考えられていました。しかし、1980 年頃から、大企業が盛んにグローバル化した結果、国を棄てて、無国籍としか言いようのない形態に変わってきました。同時に、短期にできるだけ多くの利益を得ようとするアメリカナイズした経営方針が浸透して、大企業は、その利益を**タックス・ヘイブン**⁵⁾ と呼ばれる税率がきわめて低い国々に蓄積するようになってしまいました。つまり、大企業が儲かっても、国や国民は潤わないようになってしまったのです。(P-189)
- ✚ 政府は大企業を優遇するような税制を推し進めています。その結果が消費税の増税です。もし、大企業に、法が定めた税率に基づいて適正に納税させていれば、消費税を増税しなくてよかったばかりか、これほど財政赤字に苦しむこともなかったのです。(P-189)
- ✚ 欠陥税制や間違った優遇税制に気づいてもらうためにも、具体的に大企業の実名をあげて実効税負担率が低い実態を明らかにしたというわけです。日本を代表するような大企業が、実際には、利益の割にごくわずかな納税しかしていないことに驚かれた読者も多いでしょう。日本の税制が、いかに不公正極まりなく、重大な欠陥がある点についても理解していただけたと思います。(P-190)
- ✚ 税制は政治のバックボーンであり、社会の公正さの鑑です。公正な法人税制を再建すれば、国民から信頼される政治が確立するとともに、企業国家としての発展が期待できると信じています。(P-190)
- ✚ 真に平和で、文化の香り高く、世界から尊敬される素晴らしい企業社会と国家の姿を、愛する日本で構築していきたいのです。(P-191)

1. 本書の結論

- 【結論-1】日本経済の要にかなめいるような大企業が支払っている**実効税負担率**²⁾ は、税法で定められている**法定正味税率**¹⁾ (2013 年度では 38.01%)をはるかに下回っていた。(P-32)
- 【結論-2】企業グループ内の各企業が、株式を保有しあえば、各企業の利益による配当金を、グループ内の企業ではほとんど税金を払わずに内部留保することも可能になります。受取配当金の益金不算入制度については、もっか目下の法人税制改革の最大のテーマの一つになっています。(P-96)
- 【結論-3】受取配当金を課税対象にすれば、国税の法人税だけで 12 兆 4830 億円もの財源がまかなえずにはずでした。2014 年に消費税が 5%から 8%に増税されましたが、内閣府は増税による消費の落ち込みがなければ、4 兆円の増収増を推計していました。受取配当金を課税対象にした場合の法人税は、増収税推計額の実に 3 倍以上の金額です。ということは、巨大企業の受取配当金を課税所得にすれば、増税をする必要などなかったのです。(P-98)
- 【結論-4】企業の納税行動を透明化するために、「申告所得金額の公示制度」(企業長者番付)を復活させ、あわせて納税額を開示する制度を設けることを提案します。企業長者番付は、2006 年、個人情報保護を口実になくされた高額納税者番付とともに廃止されてしまったからです。巨大企業が、法人所得をいくら申告し、実際にはいくら納税しているかを公表する制度を復活すれば、納税状態の実態を社会に開示し、透明化することができます。そうすれば、大企業の経営者も、社会的責任について自覚するでしょう。(P-115)
- 【結論-5】日本の所得税の最大の問題点は、資産性所得に対する課税に欠陥があることです。利子所得や配当所得、譲渡所得などの資産性所得の多くが、適確に課税対象とはならないうえに、**分離課税**⁴⁾などで軽減されます。資産性所得の多い富裕層は割安な税負担になっていて、税負担に耐えられる

人がより多くの税金を担うという総合累進課税に風穴^{かざあな}があいているのです。(P-155)

【結論-6】経済のグローバル化は、民主主義であるべき社会に大きな格差を新たに生み出してしまいました。世界的な民主化運動の要求の一つに、格差是正があります。税制でも同じことが言えます。税は、負担できる人がより多く負担するという税制の基本に立ち返り、所得税の累進度を高めて、財政調達機能を回復しなければなりません。(P-156)

【結論-7】政府は、庶民いじめとなる逆進性の高い消費税を増税しながら、グローバル大企業の法人税をさらに低くしようとしています。日本は、名目的な**法定税率¹⁾**は高いものの、**実効税負担率²⁾**は、世界的にみても著しく低い状態にあるのです。(P-168)

【結論-8】(現在の日本には、特定の大企業や高所得の資産家に対する優遇税制や欠陥税制の存在といった大問題が存在します。)日本国を棄てるように海外に逃避し、日本国に「税金を払わない巨大企業」が増大したために、国家財政の危機と国民生活の衰退を招来しているのです。日本の法人所得課税は、課税ベースが**タックス・イロージョン**(課税の浸蝕化)³⁾や**タックス・シェルター**(課税の隠れ場)によって“縮小化”され、歪められて、小さくなっています。日本の法人税が高いと言われているのは、**法定税率¹⁾**であって、実際の税金ではありません。**実効税負担率²⁾**から見れば、中には納税額が**タックス・ヘイブン⁵⁾**と変わらないほど低い大企業も、現実にあるのです。(P-176)

【結論-9】消費税を増税したのも、結果的に大企業を優遇するためでした。そして、法人税を減税して大企業を優遇させるために、“官による、大企業を優遇するための、民いじめ”が一層激しくなろうとしています。一般国民や中小企業が疲弊して、大企業ばかりが利益を膨らませる社会は、日本そのものが無国籍化していくことにほかなりません。今こそ、現在の歪んだ法人税制を公正な企業税制へと再構築し、日本に「税金を払わない巨大企業」のような存在をなくすことです。アメリカナイズし、企業エゴによる利益至上主義を許容するような会社法も改めなければなりません。(P-185)

【結論-10】具体的には、企業は法人税を**法定正味税率¹⁾**どおりに納税し、受取配当金にも一定の税率を課し、優遇税率を見直すことです。現状での消費増税や再増税は、法人税を引き下げのためのバスターではなかったのでしょうか。私が、このように日本の大企業優遇を憂うのは、借金まみれの日本の財政を健全化させ、活力と競争力のある企業社会に改造し、強い経済を創出して、国民経済を反映させたいがゆえです。(P-186)

2. 税金「神話」^{1*)}とそれにまつわる詭弁 (“第2章 企業エゴむき出しの経済界リーダーたち”を参照のこと)

【神話-1】「企業の法人税は、諸外国に比べて、高すぎる」(P-21)

【神話-2】「グローバル化時代に、法人税が高くては、海外企業と競争できない」(P-21)

【神話-3】「増税しなければ、日本は財政破綻し、ギリシャ化する」(P-176)

【神話-4】「消費増税は国際公約である」(P-176)

【詭弁-1】「法人税を下げ、国内雇用につなげる政策が必要だ。(みずほ FG、佐藤康博社長、2013年1月24日読売新聞)」(P-70)

【詭弁-2】「高い法人税の**実効税率¹⁾**を引き下げ、国際競争力を失わないようにする政策を期待する。(三

1*) 「神話」とは、嘘で固めて、ある意思の下に創りあげた虚言。

菱商事、小林健社長、2011年10月16日読売新聞」(P-72)

【詭弁-3】「日本企業が製造・販売拠点を海外に移転する動きをしている。その背景には、自由貿易協定(FTA)締結の遅れ、高い法人税、電力供給問題などが国内企業活動の障害となっていることがある。(三菱商事、小島順彦会長、2012年9月20日毎日新聞)」(P-73)

【詭弁-4】「日産も売り上げの半分、営業利益も6割を海外で稼いでいるが、海外子会社から配当などの形で国内に利益を戻し、納税もしている。…(中略)…日本の法人税は競争力を失っている。海外並みに下げて、日本にも投資機会があると説明できるようにしないと。(日産自動車、佐藤康博社長、2013年1月)」(P-76)

【詭弁-5】「欧米の株主は税もコストという感覚。少なくとも税の支払いも欧米企業並みにしないと、投資をしてくれない。企業は環境に適應するしかない。税をどこで払うか、清算や雇用をどこでするか、企業は国を選べる時代だ。(HOYA、江間賢二 CFO、2013年6月3日朝日新聞)」(P-80)

【詭弁-6】「企業の競争力をそぐような議論さえある。日本では法人税の**実効税率**¹⁾は40%にもなる。ドイツ、イギリス、中国や韓国は20%台。これでは競争できるはずがない。ただでさえ高い日本の税率をさらに上げようという意見さえある。企業に“日本から出ていけ”といっているのと同じだ(ファーストリテイリング、柳井正会長兼社長、2010年5月22日朝日新聞)」(P-82)

3. キーワード

【はじめに】「節税」(P-12)、「大型間接税不要論」(P-12)、「消費税法」(P-13)、「バブルの崩壊」(P-15)、「脱税」(P-15)、「**避税**」(P-15)、「デフレ」(P-16)、「優遇税制」(P-16)、「**応能負担**」(P-16, P-92)

【第1章】「アベノミクス“三本の矢”」(P-20)、「法人税」(P-20)、「企業優遇税制」(P-21)、「実効税制」(P-22)、「**実効税負担率**」²⁾(P-22)、「**法定税率** (マスコミが報じる“実効税率”のこと)」¹⁾(P-22)、「**法定正味税率**」¹⁾(P-22)、「**タックス・イロージョン** (課税の浸蝕化)」³⁾(P-24)、「**タックス・シェルター** (課税の隠れ場)」(P-24)、「大企業」(P-25)、「連結納税制度」(P-26)、「外国税額控除制度」(P-51)、「外国子会社配当益金不算入制度」(P-51)、「政策減税」(P-54)、「受取配当益金不算入制度 (法人間配当無税)」(P-61)、「法人間配当無視」(P-61)

【第2章】「**タックス・ヘイブン**(租税回避地)」⁵⁾(P-70)、「移転価格税制」(P-79)、「欠損金」(P-84)

【第3章】「中小企業」(P-88)、「益金除外」(P-89)、「損金算入」(P-89)、「外国税額」(P-96)、「租税特別措置」(P-101)、「内部留保」(P-106)、「移転価格操作」(P-109)、「トンネル会社」(P-109)、「**アグレッシブ・タックス・プランニング** (ATP: Aggressive Tax Planning)」(P-112)

【第4章】「需給ギャップ」(P-119)、「M&A (合併・買取)」(P-120)、「国際課税」(P-123)、「パナマ、ケイマン諸島、香港」(P-126)、「**租税高権** (国の課税権)」(P-126)、「**世界税金戦争** (タックス・ウォーズ)」(P-127)

【第5章】「グローバル企業」(P-130)、「課税逃れ」(P-130)、「コンプライアンス (法令順守)」(P-130)、「企業倫理」(P-130)、「**ゼロ・タックス化** (租税極小化)」(P-130)、「経済協力開発機構 (OECD)」(P-132)、「**節税回路**」(P-134)、「**スイス銀行の匿名口座**」(P-137)、「**国際タックス・シェルター** (本部・ワシントンとロンドン)」(P-137)、「**租税通脱** (いわゆる“脱税”)」(P-140)、「**租税節約** (いわゆる“節税”)」(P-140)、「**二重課税の排除**」(P-141)、「**居住地国課税**」(P-141)、「**源泉地国課税**」(P-141)、「**二重非課税**」(P-142)、「**税源浸食と利益移転への対応** (NEPS: Base Erosion and Profit Shifting)」(P-142)、「**電子取引**」(P-143)

【第6章】「**累進税率**」(P-150)、「**逆進的**」(P-150)、「証券税制」(P-150)、「**申告分離課税**」⁴⁾(P-152)、「**源泉分離課税**」⁴⁾(P-156)

【第7章】「消費税」(P-160)、「タックス・マシーン (=自動収税装置)」(P-160)、「^ま的外れの金融緩和」(P-160)、「非正規雇用」(P-161)、「内需」(P-162)、「消費飽和」(P-162)、「社会保障と税の一体改革」(P-163)、「タックス・イーター」(P-166)、「基礎的財政収支 (プライマリー・バランス)」(P-166)、「^{こうえき}企業の交易条件」(P-171)、「^{だい}代位弁済」(P-171)

【第8章】「IT バブル (株バブル)」(P-179)、「リーマンショック」(P-179)、「配偶者控除」(P-181)、「カジノ抗争」(P-182)、「企業税制」(P-185)、「会社法」(P-185)

4. 関係年表

#	西暦(和暦)月	首相	政治と経済・社会状況	該当頁
1	1988(S63)年 12月	竹下 登	「消費税法」の成立	P-13
2	1989(H元)年 4月	竹下 登	消費税 3%の導入	P-13
3	1989(H元)年 12月	宇野 宗佑	大納会で日経平均 38,915 円(最高値)を達成	P-14
4	1997(H9)年 4月	村山 富市	消費税 5%の導入	P-14
5	2006(H18)年 4月	小泉 純一郎	「法人企業の申告所得金額の公示制度(企業長者番付)」が ^が 廃止	P-25
6	2008(H20)年 3月	安倍 晋三	法定正味税率 ¹⁾ が 40.69%	P-22
7	2012(H24)年 4月	安倍 晋三	法定正味税率 ¹⁾ が 38.01%	P-22
8	2013(H25)年 2月	安倍 晋三	「税源浸食と利益移転への対応 (NEPS)」報告書	P-142
9	2014(H26)年 1月	安倍 晋三	安倍首相「本年、さらなる法人税改革に着手する」(於ダボス会議)	P-168
10	2014(H26)年 4月	安倍 晋三	消費税 8%の導入 法定正味税率 ¹⁾ が 35.64%	P-14, P-23

----- **本文** -----

5. 第1章 大企業は国に税金を払っていない

(事実①) 日本の**法定正味税率¹⁾**は、2008年3月期から2012年3月期まで、国税の法人税と地方税の法人住民税を合計して、東京都の場合は40.69%でした。それが、2012年4月から減税されて、38.01%になりました。この法人税には、東日本大震災にともなう復興特別法人税(10%)が加算されていましたが、この税が2013年度いっぱい終了し、2014年4月から、**法定正味税率¹⁾**は35.64%に下がりました。さらに、経済界や大企業の経営者たちの法人税の引き下げ要求に応じる形で、経済財政運営の基本方針「骨太の方針」(2014年6月)に、法人税の**法定正味税率¹⁾**を2015年度から数年以内に20%台に引き下げることを盛り込みました。(P-22)

(事実②) メガバンク各行は、業績が好調だったにもかかわらず、10年以上にわたって国への法人税を減免されてきました。1990年代後半からの不良債権処理があまりに巨額で、多額の繰越欠損金を抱えていたためです。メガバンク各行が法人税納入を再開したのは、三菱東京UFJ銀行が2011年3月期から、みずほ銀行や三井住友銀行などは、2013年3月期になってからでした。(P-49)

(認識①) 大企業の中でも金融機関は、社会的影響があるという理由で、経営が危うくなれば公的資金で生き延びることができます。金融機関にしてみれば、「公的資金の借金は返している」と弁解されるかもしれませんが、救済面でも税制でも、これほど国から恩恵を受ける業種は他にありません。(P-49)

- (事実③) 大手総合商社の場合、世界中で資源開発など様々なプロジェクトに出資をして、配当という形で収益を得ています。もちろん、現地の低い税率で税金を納めていますが、日本の本社に還流させる収益にはほとんど税金がかかっていません。《表3を参照》(P-51)
- (事実④) 日産自動車の2013年3月期の決算資料を見ると、<在外連結子会社の税率差 Δ5.0%>とあります。海外子会社は各国の税率にしたがって法人税を納めますが、日本の税率との差が平均5.0%あったということです。そこから逆算すると、子会社を日本におくよりも、法人税額が約258億円安くなったことがわかります。(P-53)
- (事実⑤) みずほファイナンシャル・グループは、税引き前純利益が5期で1兆2218億5500万円もありながら、法人税等の納税額が2億2500万円で、**実効税負担率²⁾**は0.02%です。サラリーマンの平均的年収は400万円と言われていいますから、(それに当てはめて)換算すれば、わずかに「737円」しか(サラリーマンが税金を)収めていないことになります。(P-57)
- (認識②) (収めている法人税の**実効税負担率²⁾**が著しく低いことの)種明かしをすると、「受取配当金益金不算入制度」といって、企業が他社の株式を取得した場合、その受取配当金は課税益金に算入しなくてもよいという「法人間配当無視」が認められているからです。子会社や関連会社の株式等にかかわる配当については、課税ベースに100%不算入が認められています。子会社や関係会社に出資して配当金を得ることがあっても、その金額は課税対象にしなくてもいいのです。(P-61)
- (事実⑥) (2008年3月期~2013年3月期の)6期通算の税引前純利益の赤字額としては、パナソニック(旧松下電器産業)のマイナス1兆588億1000万円が最大でした。同社は、この時期、白物家電の売上の落ち込みや、三洋電機を完全子会社化するために、これほど巨額の赤字を計上したものだと思われれます。しかし、5532億9900万円もの配当金で赤字額の半分以上を補填できたのです。(P-64)

表1-a. 実効税負担率の低い大企業1~10位
2013年3月期 法定正味税率38.01%の時期

社名	区分		2013年3月期			
	企業種別の区分	申告方式の区分	損益計算書の区分	税引前純利益 (百万円)	法人税等 (百万円)	実効税負担率 (%)
1 三井住友FG	持	単	単	147,985	3	0.002
				1,064,033		
2 ソフトバンク	持	単	単	78,885	5	0.006
				650,494		
3 みずほFG	持	単	単	241,897	226	0.09
				717,832		
4 三菱UFJFG	持	単	単	188,699	577	0.31
				1,353,789		
5 みずほコーポレート銀行	事	単	単	257,773	6,714	2.60
				328,586		
6 みずほ銀行	事	単	単	263,198	8,980	3.41
				326,441		
7 ファーストリテイリング	持	単	単	75,653	5,233	6.92
				141,525		
8 オリックス	持	速	速	172,518	21,001	12.17
9 三菱東京UFJ銀行	事	単	単	877,468	109,342	12.46
				1,072,913		
10 キリンHD	持	単	単	95,940	11,995	12.50
				157,206		

表3. 受取配当金の多い会社

社名	企業種別の区分	2008.3~2013.3月期の6期通算		
		受取配当金 (百万円)	税引前純利益 (百万円)	受取配当金 構成費(%)
1 三菱東京UFJ銀行	事	2,830,030	3,243,430	87.3
2 トヨタ自動車	事	2,324,679	2,518,371	92.3
3 第一生命保険	事	2,136,404	325,687	656.0
4 三菱商事	事	2,087,425	1,613,138	129.4
5 三菱UFJFG	持	1,976,279	1,607,302	123.0
6 みずほコーポレート銀行	事	1,708,703	965,078	177.1
7 三井物産	事	1,627,525	806,301	201.9
8 三井住友銀行	事	1,558,618	2,936,221	53.1
9 みずほFG	持	1,446,324	1,463,752	98.8
10 日本電信電話	持	1,409,685	1,374,075	102.6
11 本田技研工業	事	1,156,083	921,647	125.4
12 日産自動車	事	1,042,855	621,492	167.8
13 三井住友FG	持	864,140	752,668	114.8
14 伊藤忠商事	事	817,241	622,615	131.3
15 みずほ銀行	事	766,522	732,525	104.6
16 東芝	事	673,725	-100,556	-670.0
17 日立製作所	事	653,079	57,235	1141.0
18 パナソニック	事	553,299	-1,058,810	-52.3
19 野村HD	持	533,118	-315,024	-169.2
20 住友商事	事	517,225	393,896	131.3
21 丸紅	事	511,379	287,310	178.0

6. 第2章 企業エゴむき出しの経済界リーダーたち

上記の【3. 税金神話とそれにつわる詭弁】にまとめてある。

7. 第3章 大企業はどのように法人税を少なくしているか

(意見①) 日本の企業が負担している法人税(2012年度)を、企業の資本金の規模別に見たのが図1である。…(中略)… 資本金1億円以下の法人は、中小企業に対する軽減税率が適用されるため、法定基本税率(25.5%)より低くなるのは当然といえます。ところが、資本金「100億円超」の巨大企業の**法人税実効負担率²⁾**(9.67%)が、「1,000万円以下」の企業の半分以下であることが、日本の税制の問題なのです。(P-88)

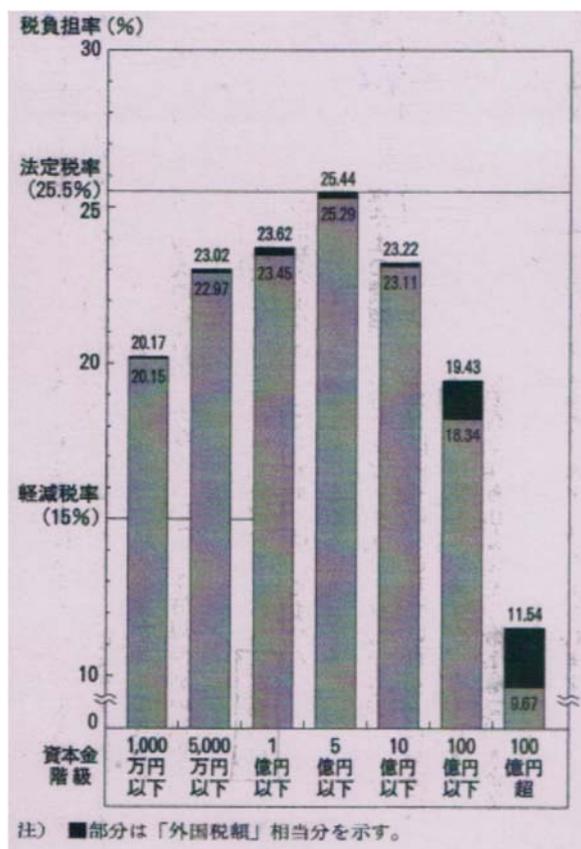


図1 資本金階別の法人税実効負担率(2012年度分)

(意見②) 私が大企業の問題を取り上げるのは、日本の法人税制が大企業を優遇する一方で、中小企業には優遇措置が適用される条件が整っていないために、**法定税率¹⁾**に近い税率が当てはめられているからです。日本の法人税の現状は、「巨大企業が極小の税負担」なのに対して、「中堅・中小企業が極大の税負担」となっていて、企業規模別の視点から見れば「**逆累進構造**」になっています。(P-92)

(意見③) 税制上の公平とは、所得が大きい企業が**多く負担する**という「**応能負担¹⁾**」が原則です。その意味では、日本の税制の現状は、とても公平とは言えません。(P-92)

(認識①) 実際に、大企業の納税額が少なく、**実効税率²⁾**が低いのは、課税所得を少なくできるからです。それだけに、問題なのは、課税所得の**正体**なのです。(P-93)

(認識②) 企業が納税額を少なくする方法には、《表2 課税ベースを“合法的に”少なくする仕組み》に示す9項目があります。(P-93)

表 5. 巨大企業の受取配当金とその課税対象除外分 (2003~2011年度)

年度区分	受取配当金		無税配当額		無税割合 (参考) 法人税収の空洞化の状況			
	全体分	巨大企業分 (対全体比)	全体分	巨大企業分 (対全体比)	全体分	巨大企業分	法人税収の総額	無税配当の対税収比
	億円	億円	億円	億円	%	%	億円	%
2003年度分	2兆5,145	1兆9,759 (78.5%)	2兆2,384	1兆7,608 (78.6%)	89.0	89.1	10兆1,152	22.1
04	6兆5,085	5兆7,725 (88.6%)	2兆8,211	2兆3,659 (83.8%)	43.3	40.9	11兆4,437	24.6
05	5兆9,944	5兆4,686 (91.2%)	4兆3,439	4兆0,333 (92.6%)	72.4	73.5	13兆2,736	32.7
06	10兆1,787	9兆0,478 (88.8%)	6兆6,221	5兆8,712 (88.6%)	65.0	64.8	14兆9,179	44.3
07	11兆5,975	10兆2,806 (88.6%)	8兆3,074	7兆2,765 (87.5%)	71.6	70.7	14兆7,444	56.3
08	9兆0,027	7兆8,890 (87.6%)	7兆3,608	6兆6,026 (89.6%)	81.7	83.6	10兆0,106	73.5
09	5兆9,650	5兆2,527 (88.0%)	4兆7,540	4兆2,192 (88.7%)	79.6	80.3	6兆3,564	74.7
10	6兆9,542	5兆9,378 (85.3%)	5兆8,743	5兆0,982 (86.7%)	84.4	85.8	8兆9,667	65.5
11	6兆8,340	6兆1,169 (89.5%)	5兆7,759	5兆2,361 (90.6%)	84.5	85.6	9兆3,514	61.7
計	65兆5,495	57兆7,418 (88.0%)	48兆0,979	42兆4,538 (88.2%)	73.3	73.5	99兆1,799	48.4

表 6. 資本金階級別「租税特別措置」適用による減税相当額と1社当たり減税相当額 (2012年度分)

資本金階級	減税相当額		適用法人数	1社当たり減税相当額 (千円)
	金額 (千円)	構成比率 (%)		
1,000万円以下	220,390,169	16.67	761,001	290
3,000万円以下	85,302,879	6.45	118,094	722
5,000万円以下	47,780,977	3.61	42,453	1,126
1億円以下	70,628,157	5.34	25,598	2,759
3億円以下	25,622,645	1.94	2,433	10,531
5億円以下	20,783,431	1.57	1,127	18,441
10億円以下	35,679,489	2.70	826	43,196
100億円以下	184,831,749	13.98	2,270	81,424
100億円超	630,788,647	47.72	703	897,281
合計	1,321,808,233	100.00%	954,505	

表 2 課税ベースを“合法的”に少なく算定する仕組み*

#	方法名	詳細内容
1	企業の会計操作	企業側が会計方法を選択できるという「企業経理自由」の余地が大きいため、決算利益を大幅に操作することが可能となる。
2	企業の経営情報の不透明さ	個別企業の経営情報は、有価証券報告書で開示することを義務づけられているが、その情報は不統一で、かつ不透明な部分が多い。
3	受取配当金を課税対象外に	「受取配当金益金不算入制度」によって、企業が、国内にある他社の株式を保有している場合、その受取配当金を課税益金に算入しなくてもよい。《表 5 を参照》 (子会社や関連会社の株主の配当については、100%の「法人間配当無税」が認められている。その他の企業の株式は 50%が益金不算入。)
4	租税特別措置法による優遇税制	租税特別措置は、政府が経済的な効果を期待して、公共事業として取り入れた、税法上の例外措置。《表 6 を参照》
5	内部留保の増加策	企業が事業などによって得た利益から法人税をはじめとする税金を差し引いた残りを純利益といい、さらにそこから株主配当や役員賞与などを引いたのが利益剰余金で、これを内部留保という。 (内部留保に税金がかからないようにするには、物品を購入したりしてお金を使って利益を減らす方法と、株式取得や設備投資などで資産価値を減らさないように利益を減らす方法とがある。)
6	タックス・イロージョン ³⁾ とタックス・シェルターの悪用	タックス・イロージョンは、法人税制の欠陥や企業優遇税制などにより、国や地方自治体に入るべき多額の税収を“見逃してあげる”仕組み。 タックス・シェルターは、本来は課税逃れの金融商品のことだが、節税や避税の目的で意図的に利益を圧縮する巧妙な行為全般を指す。
7	移転価格操作	海外関連企業との取引価格の操作によって、課税所得を押し下げる手段をいう。
8	ゼロ・タックスなどの節税スキーム	税制の不備や、国家間の税制や租税条約の裏をかくようにして、大企業が税逃れをする手口。
9	他国籍企業に対する税制の不備と対応の遅れ	大企業が海外に進出したり、海外企業が日本法人を設立して日本に進出して、日本の税制の不備をかいくぐって税逃れをする手口。

*) 井上が作成

- (意見④) 国税庁の資料などを基にした私の試算では、2003 年度から 9 年間の企業の受取配当金の合計額は 65 兆 5495 億円に達し、このうち巨大企業(資本金 10 億円以上の法人とその連結決算に組み入れられる法人)だけで、約 9 割に相当する 57 兆 7418 億円を占めています。(P-96)
- (意見⑤) 日本の企業経営者の意識が大幅にアメリカナイズされてきているのを感じます。バブル崩壊と「失われた 10 年」以降は、日本企業も、短期により多くの利益を求めるアメリカ型経営への傾斜と、株主重視の傾向が急速に強まってきています。その現象として、「配当性向の増大」によって株主への配当金の大幅な増額が行われる一方で、「労働分配率の減少」が進行し、非正規雇用といわれる派遣労働者や契約労働者、パート従業員などの給与水準が低下しています。偏った富の集中が進行している証拠です。(P-100)
- (意見⑥) 株の保有割合についても、日本における全上場企業の個人株主の持株比率はわずか 20%程度にすぎないのに対して、80%近くが法人株主となっています。法人株主偏重の状況は、ここ 20 年以上も変わっていません。…(中略)… 私は、巨大企業の受取配当金は課税対象にすべきだと主張しています。(P-100)
- (事実①) 2012 年度の租税特別措置による政策減税について、総額と一社当たりの減税額をみると、この優遇税制の実態がわかります《表 6 を参照》。資本金 100 億円超の大企業が、政策減税による同年度の減税額全体(1 兆 3218 億 823 万円)の 47.72%を占める 6307 億 8864 万円もの恩恵を受けているのです。(P-101)
- (意見⑦) 租税特別措置による減税額の実に約 3 分の 2 もの恩恵を、大企業が独占的に受けていることがわかります。特に驚くべきことは、資本金 100 億円超の巨大企業(703 社)で一社当たり平均して 8 億 9728 万円相当もの巨額の減税を受けているということです。この数字からも、租税特別措置は、大企業のための優遇税制といっても過言ではないでしょう。(P-104)
- (意見⑧) 「移転価格操作」の簡単な例をあげると、日本にある親会社が、海外子会社に、他企業との取引よりも安い価格で原料や製品を卸すと、親会社の利益を減らして節税しながら、同時に海外子会社の利益を増やす、という“一石二鳥”が可能となります。こうして得た利益を、**タックス・ヘイブン**⁵⁾ に設けたトンネル会社を集めるようにすれば、本来は課税の対象になる親会社の利益を、海外に移すことができるのです。(P-109)
- (意見⑨) 嘗ての円高から円安に進行した今では、海外子会社や関連会社からの配当金をドル建てで受け取ると、円安差益によって“企業丸儲け”^{まるもうけ}となって、笑いが止まりません。(P-110)
- (意見⑩) 大企業といえども、タックス・プランニング(節税戦略)によって節税を図ることは正当な権利です。だからといって、**タックス・ヘイブン**⁵⁾などを悪用して、制度の不備を衝いた「避税」^{ひぜい}まで許されるのでしょうか。そもそも、企業の社会的責任とは、本来、黒字を出して、雇用とともに、より多くの税金を払うことで、国家の安全保障や国民の福祉などに貢献することです。それが、社会の公器たる企業のあるべき姿です。ところが、今の日本では、多額の納税を行う企業を尊敬する社会的風土が失われています。企業経営者の側も、社会的責任感が欠如しています。(P-114)

8. 第4章 日本を棄て世界で大儲けしている巨大企業

- (認識①) 日本経済の病原は、「需給ギャップ」が大きく、需要が供給力に比べて大きく不足していることです。そのため、日本企業は波が引くように海外逃避して行き、国内経済の「空洞化」を激化させています。企業の海外進出は、国内経済の足を引っ張る大きなマイナス要因となっているのです。(P-

119)

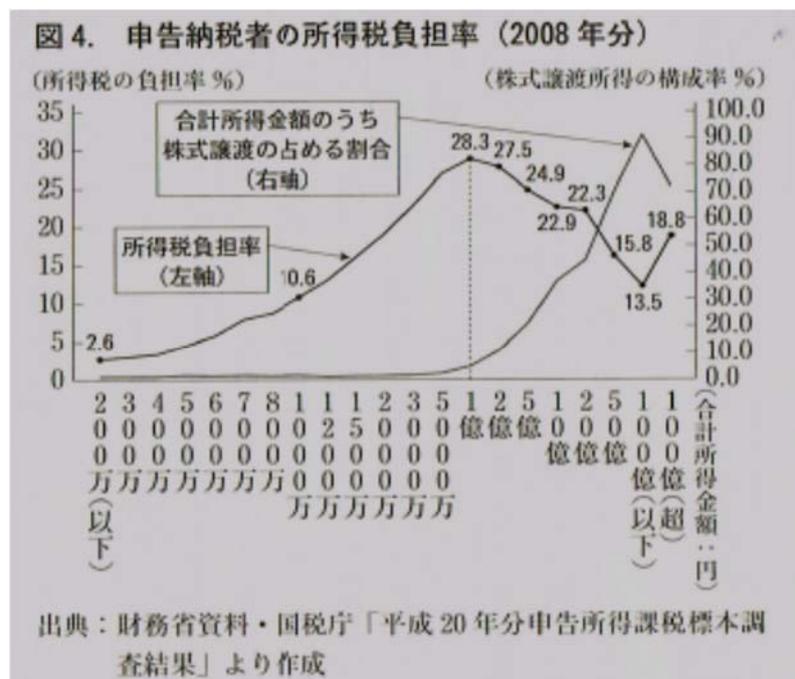
- (事実①) 日本企業は、巨大な労働市場を海外に提供してきました。2012年度末における現地法人の従業員数は、実に約 560 万人にもなり、安倍政権による「日本経済再生に向けた緊急経済対策」による「60 万人の雇用づくり」の 9 倍以上もの「雇用機会」が海外に流出しています。(P-120)
- (認識②) 日本企業は、海外企業や事業の M&A(合併・買収)を積極的に行って、世界を買いまくってきました。これは、円高、金利安を背景に、日本企業の豊富な自己資金を元手に、潤沢な買収資金を準備できたためです。…(中略)… しかも、海外子会社からの受取配当金は、益金不算入制度が適用されるので、95%は益金に算入されずに、無税扱いになる。(P-120)
- (事実②) 海外進出企業や海外取引には、国際課税が適用されます。その税務調査と不正申告は、増加傾向にあります。(P-123)
- (認識③) 海外で所得や収入を得ておきながら、各国の税制や租税条約の差異を巧みに活用して、どこの国にも税金を納めないという国際的な租税回避の**あらくて**新スキームが横行しています。(P-125)
- (認識④) **タックス・ヘイブン**⁵⁾ の適用対象となる特定外国子会社等が所在する国または地域は世界に約 70 か所あり、そのうち、パナマ、ケイマン諸島、香港で約 60%を占めています。(P-126)
- (認識⑤) 多国籍企業は、グローバル化を推し進めながら、**タックス・ヘイブン**⁵⁾ と移転価格操作を利用することによって、今やその実態は無国籍企業となっています。無国籍化した世界の巨大企業は、利益を貪るために、次々と**あらくて**新スキームの**むさぼ**手口やスキームを編み出して、租税国家の租税高権(国の課税権)に挑戦するようなありさまです。(P-126)
- (意見①) 各国は、法人税率を引き下げて企業の国外流出を防ごうとしてきましたが、法人税の引き下げ競争によって、各国の財政損失は大きくなる一方です。このままでは、共倒れしかねません。(P-126)
- (認識⑥) 租税国家は、個別租税管轄権を取り戻すために、税制の整備を行いつつ、執行力の強化に努めてきました。そして今、租税国家がグローバル企業や巨大資本の税逃れを規制するために、世界税金戦争(タックス・ウォーズ)**ぼっぽつ**が勃発したのです。(P-126)

9. 第5章 激化する世界税金戦争

- (認識①) 日本を含めた先進各国において税収確保が困難に陥っている大きな要因は、無国籍化したグローバル巨大企業が、コンプライアンス(法令順守)と企業倫理を前提に組み立てられた税制を**むさく**逆手にとって、世界的規模で「ゼロ・タックス化」(租税極小化)戦略を追及するのに対して、有効な防御措置がないことです。(P-130)
- (意見①) 企業が成長すれば、国民に雇用の機会を与え、働く人達の給与も上がり、国民の生活も豊かになり、国の税収も増えて、国民経済が繁栄するという“企業性善説”は、無国籍のグローバル企業には通用なくなっていました。(P-130)
- (意見②) グローバル化した多国籍企業は、各国の税制における課税ベースの測定ルールや税率の差異に精通して、**しつ**巧妙な手段を駆使し、より税負担を軽くする術に英知を傾けています。逆に、税負担を軽くするために、企業は多国籍化したとも思える**しつ**フンがあるのです。(P-136)

- (意見③) アメリカの IT 企業が、国外で上げる収益の大部分を非課税で留保し、アメリカの親会社のさらなる無形資産の開発に活用するという仕組みは、アメリカ企業、ひいてはアメリカ政府の巧妙な知的戦略といえなくもないが、いかがでしょうか。(P-139)
- (意見④) (租税回避の) 企業行動を許していることは、先進各国の税収を減少させているばかりでなく、アメリカ企業の体力強化にも役立ち、他国ライバルとの競争条件を有利にしている結果になっています。このため、そのようなスキームを活用していないヨーロッパやわが国の同業企業は租税負担のハンディキャップを負っているわけです。(P-139)
- (認識②) 租税回避行為は、各国間の税制の相違(税制格差)を利用し、または税制の抜け穴を利用して、所得に対し無税または名目的な課税しか行われぬ軽課税国に「所得を移転」させ、あるいはビジネス・モデルを変更したり、活動の拠点を移動させたりすることを手段としています。このため、一国の税務当局の税務調査や情報収集では、取引の実態の解明は不可能に近くなっています。そのうえ、従来は二重課税の排除に重点が置かれており、現在の税法規定だけでは国際的な租税回避行動には対処できなくなっているのです。(P-140)
- (意見⑤) 問題は、このように先進国重視(居住地国課税)と発展途上国重視(源泉地国課税)とでの二重課税を排除しようとしているうちに、源泉地でも居住地でも課税されない「二重非課税」(世界中のいずれの国にも税金を払わないこと)という驚くべき事態が生じてしまっていることです。しかも、このような異常事態に対して、現在、世界の各国が、租税高権の行使として制定している税制システムでは、ほとんど対処できないという、まことに恐るべき状況になっています。租税国家の基礎を揺るがし、やがて崩壊させる危険を内包しているのです。(P-142)
- (認識③) OECD は、2013 年 2 月、「税源浸食と利益移転への対応」(BEPS: Based Erosion and Profit Shifting)に関する報告書を公表し、2013 年 5 月の G7 財務大臣・中央銀行総裁会議等においても議題となりました。こうした議論を経て、2013 年 7 月に OECD と G20 との合同のプロジェクトとして、15 項目からなる「BEPS 行動計画」が公表されています。(P-142)

10. 第6章 富裕層を優遇する巨大ループホール



- (認識①) 日本の所得税制は、所得金額が大きくなるにしたがって、しだいに税率が高くなる累進税率を採用しています。本来なら、上記のグラフ《図4を参照》は所得金額の増加に伴って右肩上がりにならなくてはなりません。ところが、合計所得金額が1億円を超えると、所得税の負担率は「逆進的」なものに変わることを示しています。…(中略)… 超富裕の人達の所得に対してだけは、現在の日本税制は特別に税金を安くしているのです。(P-150)
- (認識②) 株式の譲渡所得に対する異常な不公平税制は、国際的にみても極端で、不労所得に属するキャピタル・ゲインに対しては、世界一といつていぐらい安い税金に抑えていました。この制度(証券税制における軽減税率の特別措置)は、「株価対策のため」と説明されてきましたが、その効果は全くありませんでした。しかも、この特別措置は時限立法でありながら、証券業界の圧力や、政治家と政党が何かと理屈をつけて、驚くべきことに、これまで3回も適用期間を延長してきたのです。(P-151)
- (認識③) 合計所得金額のうち、株式譲渡の占める割合は、図4の右の縦軸でもわかるように、合計所得金額が1億円あたりから順次上昇し、5億円になると20%、10億円になると35%、50億円になると70%、100億円になると実に90%を占めていることが明らかです。2014年からは、上場株式の譲渡所得の税率は、本則の20%に戻りました。…(中略)… しかし、**申告分離課税方式⁴⁾**が採用されているので、株式の譲渡所得に対する不公平税制の構図は、依然として残されたままです。(P-152)
- (認識④) 「正当な課税を逃れる」とは、租税回避と、ひどいケースでは脱税の二つがあります。しかも、その実態を正確に把握することは、實際上極めて難しいのです。なぜかという、避税や脱税を助ける、さまざまなカラクリがあるからです。それらの核心として作用しているのが**タックス・ヘイブン⁵⁾**なのです。(P-153)
- (事実①) イギリスの市民団体「タックス・ジャスティス・ネットワーク」は、世界の富裕層が**タックス・ヘイブン⁵⁾**に保有する金融資産は、2010年末の時点で、少なくとも21兆ドル(約1,650兆円)と試算しています。それらの巨額の資産は、本来なら課税対象となって、税金が支払われてしかるべきものです。(P-153)
- (認識⑤) 日本社会は、現在、税を逃れる手段をもつ1%足らずの富裕層と、その尻ぬぐいをするように、重税に苦しむ99%を超える貧困層とに二極分化しつつあります。富める者はますます富み、貧する者はますます貧する。この傾向に拍車をかけているのが、**タックス・ヘイブン⁵⁾**を駆使する脱法スキームといつても過言ではありません。(P-154)
- (意見①) クレディ・スイス(銀行)の試算によると、5,000万ドル(約49億円)以上の純資産をもつ富裕層は、日本では2,885人(「2013年度グローバル・ウエルス・レポート」)。一部の富裕層により、このような疑惑の色彩の濃い資金が**タックス・ヘイブン⁵⁾**に流れていて、その傾向は、アベノミクスでの金融緩和が進むことにより、一層活発になっています。(P-155)
- (事実②) 現在、利子所得については、税率20.315%(住民税5%を含む)の**源泉分離課税⁴⁾**となっています。ただし、株式等の配当所得は、20.315%(住民税5%を含む)の源泉徴収のうえ、原則として総合課税です。(P-156)
- (意見②) 日本の所得税制の流れを見ていくと、最高税率は次第に下げられ、資産性所得も**申告分離課税⁴⁾**の形で低率に抑えられています。日本の現在の所得税制は空洞化し、応能負担原理による所得再分配機能を喪失し、もはや(所得税制の)崩壊は目前の状態です。(P-156)

11. 第7章 消費税は不況を招く

- (認識①) 税を徴収する政府からみれば、消費税は徴収業務のための手間がかからない「タックス・マシーン」(＝自動集税装置)となるのです。まさに、財政当局にとっては「打出の小槌」であり、「金の生る木」なのです。(P-160)
- (認識②) 消費税の引上げはデフレ要因であり、とくに消費税が 3%、さらに 2%と段階的に大幅アップすると、経済に深刻なダメージを与えます。(P-160)
- (意見①) 今日の不況の原因をあげれば、正規雇用労働者の非正規雇用への大規模な切り替えと、連続的な賃金水準の切り下げによる消費購買力の低下、さらに 1980 年代以降、輸出依存型の日本経済の成長を支えてきた輸出関連の大企業が海外での生産化と国際的下請け生産にシフトしたことによる、雇用の海外流出に起因している、というのが私の考え方です。これまで、日本では賃金が下り続け、国内需要が冷え込む中で、円高による国内産業の空洞化が雇用機会の減少を招き、消費購買力の低下による悪循環が生じ、厳しいデフレ状況に陥ってきたのです。(P-161)
- (認識③) 日銀の試算によれば、3%の消費税率のアップは、消費者物価を 2%押し上げるそうです。(P-162)
- (事実①) 2014 年度の消費税増税分は 4 兆 5350 億円と見込まれています。国と地方の税を合計すれば、約 5 兆円となります。ところが、「社会保障の充実」に充てられるのは、わずか約 5,000 億円で、増税額に比べると、9 分の 1 以下と、非常に少ない額です。増税分の大半は、既存の年金や医療、介護保険などの経費に使われます。これまでに国の借金である国債によってまかなってきた費用の穴埋めです。(P-165)
- (認識④) 「(消費税の)増税分は全部を社会保障に使う」と繰り返してきました。…(中略)… 消費税増税関連法の附則 18 条では、増税で財政にゆとりができた際には、「成長戦略および事前防災・減災に重点配備する」と規定されています。この条文が、消費税の増収分が公共事業に形を変える“逃げ路”となっているのです。(P-165)
- (認識⑤) 「中長期の経済財政に関する試算(2014 年 7 月 25 日経済諮問会議)」によると、消費税が 2015 年 10 月に 8%から 10%に上がることを前提としても、国と地方の基礎的財政収支(プライマリー・バランス)を、目標とする 2020 年度に黒字化はできず、予想では同年、経済再生ケースでも 11 兆円の赤字になると見込んでいます。(P-166)
- (認識⑥) 基礎的財政収支(プライマリー・バランス)は、社会保障や公共事業などの政策に使うお金を、どれだけ借金に頼らないで税収などでまかなえているかを示す指標です。政府は、プライマリー・バランスについて、2015 年度の対名目国内総生産(GDP)比の赤字を、2010 年度(マイナス 6.6%)から半減させて、2020 年度に黒字化することを目標としてきました。そのための消費税増税でした。(P-167)
- (事実②) 「企業の交易条件」とは、販売価格と仕入れ価格の差のことです。これまで 15 年ものデフレの間、この交易条件は悪化したままで、マイナスが続いてきました。短期的には円高局面で改善しましたが、2012 年 12 月に第 2 次安倍政権が誕生すると、中小企業の交易条件は円安局面に転じて、急速に悪化してきています。大企業の交易条件が改善したのとは対照的です。金融庁の金融検査マニュアルで「要注意先(要管理先)」の中小企業は、2013 年 3 月末で約 40 万社もあり、銀行にとって不良債権扱いとなる債務は約 37 兆円にもものぼります。(P-171)

- (認識⑦) 今後、消費増税の実施でデフレ圧力が高まると、問題企業の先行きは行きづまり、銀行も債権を持ちきれなくなります。そこで、最終的な破たん処理となるわけですが、銀行は信用保証協会に持ち込んで「代位弁済」を求めます。保証協会は保険をかけている日本政策金融公庫に弁済額の 7 割から 9 割の支払いを請求します。そのようになると …(中略)… 財務省系列の政策金融公庫が打撃を受け、やがてそのツケは、国庫を経由して、最終的には納税者に回ってくることになるのです。(P-171)
- (認識⑧) 外需(輸出)が増大すると、大企業に生産誘発効果が大きく現れます。それに対して、内需(民間消費)は中小企業に大きな収益をもたらします。(P-172)
- (認識⑨) 国民の全雇用の 3 分の 2 を占める中小企業の経営環境は悪化し、政府がやろうとしているように、先端技術を導入したり、給与の総支給額の増額ができるほど生やさしいものではありません。…(中略)… このままでは、中小企業の経営が深刻化する危険があることを警告しておきます。(P-173)

12. 第8章 崩壊した法人税制を立て直せ！

- (意見①) 法人税減税の目的は、経済界の重鎮や大企業の幹部が声高に言うように、「海外企業との競争力の強化」が主眼です。ところが、大企業の**実効税負担率²⁾**のあまりの低さ《表 1a を参照》を見れば、法人税の名目上の高さが、大企業の経営を逼迫させているとは到底考えられません。(P-177)
- (事実①) 日本では、1995 年から 2011 年の間に法人税を引き下げましたが、1.7%の税収減になったという前例があります。法人減税を引き下げても、経済は活性化しませんし、雇用の創出にもつながっていません。(P-177)
- (認識①) 法人税率を引き下げた国と据え置いた国を比較すると、法人税率の変化と税収の伸びとの間に因果関係がないことがわかっています。税収の増減には、景気動向の影響が大きいと見なされていて、経済成長が税収増の要因であるといえます。(P-179)
- (認識②) 政府はこれまで、法人税改革で法人課税の税率を引き下げ一方で、それによる減収の代替財源《表 7 を参照》として、減価償却の縮小、欠損金の繰越控除の制限、貸倒引当金の縮小、寄附金の損金算入限度額の圧縮、外国税額控除の見直し、研究開発税制の縮減などを実施してきました。そのために、課税ベースは一段と歪められ、法人税制は混迷の度を深めています。2015 年度から始まる法人税の減税によって、現在の**法定正味税率¹⁾**から 20%台に下げられるためには、2兆 6500 億円以上の代替財源が必要になります。(P-180)
- (意見②) 配偶者控除とは、納税者に所得税法上の控除対象配偶者がいる場合、一定の金額の所得控除が受けられる制度です。たとえば、夫が会社員で妻がパート従業員の場合は、妻の年収が 103 万円以下であれば、夫の課税所得から 38 万円が差し引かれます。妻は給与所得控除が 65 万円あり、さらに基礎控除が最大 38 万円あるので、合計額の 103 万円以下の年収があれば、課税所得はゼロになるという仕組みです。この配偶者控除を撤廃して、年収 103 万円以下の人にも課税しようとしているのです。もし、この配偶者控除が本当に女性就労のハードルになっているとしたら、逆に配偶者控除額を引き上げる方が女性就労の推進力となるでしょう。それを、「女性の就労を後押しする」という本来転倒のもっともらしい理屈をつけるところが、為政者の**詭弁**です。(P-181)

表 7 代替財源案**)

No	代替案	詳細内容	著者の評価
1	“受取配当金の益金不算入制度”の見直し	“子会社・関連会社、投資先会社から受ける配当金を課税対象から除外”の見直し	実行すべき
2	“租税特別措置”の廃止・縮小	“研究開発や設備投資、環境やエネルギー対策等を促進させるための減税”の廃止・縮小	実行すべき
3	“法人事業税の外形標準課税”の見直し	“資本金 1 億円超の企業を対象に、給与や純支払利子、支払い賃借料と単年度損益の付加価値額や資本金等の額を基準に課税”の見直し	賛成しかねる
4	“欠損金の繰越控除”の圧縮	“過去の赤字を、翌年度以降の黒字と相殺して課税対象を減少する”の圧縮	賛成しかねる
5	“減価償却制度”の見直し	“機械施設等の資産を取得した場合、複数年かけて順次に経費を計上”の見直し	安易に見直すべきではない
6	“中小企業に対する支援税制”の見直し	“中小企業に対する課税を低率にしている軽減税率の特例”の見直し	熟考すべき
7	“公益法人に対する課税の特例”の見直し	“課税対象の範囲を限定し、低率にしている優遇税制”の見直し	改革を断行すべき

**) 井上が作成

【次回の読書会】

(日 時) 2016 年 6 月 12 日(日)14 時～17 時

(場 所) 船橋歌うんだ村

(読む本-12) 樋口陽一・小林節著 『「憲法改正」の真実』(集英社新書、2016 年刊) <---レジメ (12)

【次々回以降の読書会】

(予定本) 春名幹男著 『仮面の日米同盟』(文春新書、2015 年刊) <---レジメ (13)

(予定本) 本間龍著 『原発プロパガンダ』(岩波新書、2016 年刊)

【参考資料-1】 読書会の既読本レジメ

- ✦ 矢部宏治著 『日本はなぜ、「基地」と「原発」を止められないのか』(集英社インターナショナル、2014 年刊) <---レジメ (1)
- ✦ 岩本沙弓著 『バブルの死角——日本人が損するカラクリ』(集英社新書、2013 年刊) <---レジメ (2)
- ✦ 中野剛志著 『TPP 亡国論』(集英社新書、2011 年刊) <---レジメ (3)
- ✦ 山下祐介著 『地域消滅の罨——「増田レポート」と人口減少社会の正体』(ちくま新書、2014 年刊) <---レジメ (4)
- ✦ ジョン・W・ダワー & ガバン・マコーミック著 『転換期の日本へ——「パックス・アメリカナ」か「パックス・アジア」か』(NHK 出版新書、2014 年刊) <---レジメ (5)
- ✦ 若杉冽著 『東京ブラックアウト』(講談社、2014 年刊) <---レジメ (6)
- ✦ 宇沢弘文・内橋克人著 『始まっている未来』(岩波書店、2009 年刊) <---レジメ (7)
- ✦ 藻谷浩介・NHK 広島取材班著 『里山資本主義——日本経済は「安心の原理」で動く』(角川 one テーマ 21、2013 年刊) <---レジメ (8)
- ✦ 瀬木比呂志著 『絶望の裁判所』(講談社現代新書、2014 年刊) <---レジメ (9)
- ✦ 金子勝・児玉龍彦著 『日本病——長期衰退のダイナミクス』(岩波新書、2016 年刊) <---レジメ (10)

【参考資料-2】 主要用語の解説

1) **実効税率、法定税率、法定正味税率:**

法人税に関する「実効税率」というのは、個別の企業の利潤に対する実際の納税額の負担割合であり、本来、「実効税負担率」と呼称すべきものである。しかし、大企業やマスコミは、用語を誤使用しており、「法定税率」(または、「法定正味税率」、「法定実効税率」、「法人実効税率」)を敢えて「実効税率」と曖昧に称することが多い。したがって、「実効税率」と報じられる際には、それが「法定税率」を意味するのか、「実効税負担率」を意味するのかを問い詰めなければならないと考える。(詳しくは、本文 P-22 を参照のこと)

「間接税(付加価値税)に関して、EU 加盟国間では、EU 法の施行により、標準税率を、原則 15%以上とすることが求められている。したがって、租税負担を議論する際は、税引前利益にかかる法人税だけでなく、法人などの付加価値に対する課税である付加価値税(消費税)を含め、総合的に勘案する必要がある。また、高福祉の推進を国策とする国々(北欧等)では、税負担も相応に高くなる傾向があるため、税負担の国際比較を行う際には、各国の福祉・経済政策の両面を考慮する必要がある。

また、EU 諸国の間接税(付加価値税)は複数税率であり、生活必需品には軽減税率(国によっては 0%)が、贅沢品には加重税率が適用され、おおむね 5 段階となっている。日本において、税負担の実質的軽減のため、消費税の複数税率化を求める声は公明党を中心に成されているが、その最大の障壁は仕入控除の「帳簿方式」である。

一方、厳しい財政状況の中、さらなる法定実効税率引き下げによる減収を消費税引き上げ等、他の税制により減収を補わなければならないという実情や、引当金制度や外国税額控除等を含めると実際の個別の企業の税負担は低い場合もあり、単純には比較できない。

また、日本より実効税率の低いフランス・ドイツでは従業員の年金や健康保険等の社会保険料を企業が日本の場合より多く負担しており、税と社会保険料を含めた企業の負担を計算すると日本の方が低いという事実もあり、実効税率の比較だけで日本企業の負担が諸外国より重いと主張は明確に誤りである。」

(“ウイキペディア”より引用)

表 8 各国の法定実効税率と付加価値税
(2014 年 4 月現在)

国名(州名)	法定実効税率	付加価値税 (標準税率)
米国(ニューヨーク州)	45.67%	8.375%
米国(カリフォルニア州)	40.75%	10.75%
日本	35.64%	8.0%
フランス	33.33%	19.6%
ドイツ	29.55%	19.0%
中国	25.00%	17.0%
韓国	24.20%	10.0%
イギリス	24.20%	20.0%
シンガポール	17.00%	7.0%

2) **実効税負担率:**

現在の日本では、表 8 で明らかのように、「法定税率」(または、「法定正味税率」、「法定実効税率」)は 35.64%と、諸外国と比較して、高めではあるが、実際の納税額である「実効税負担率」は、表 1-a からわかる通り、「節税」の結果、1.0%以下(すなわち、限りなく納税額ゼロ)になることも多いことに留意すべきである。

3) タックス・イロージョン (課税の浸蝕化):

分離課税⁴⁾、非課税制度、特別控除などで代表されている課税の優遇措置が多いと、累進課税による所得平準化機能は期待どおりには働かなくなる。このような優遇措置により本来徴税すべき税収が徴収されない現象を指して所得税のイロージョン(浸蝕)と呼ぶ。イロージョンが多ければ多いだけ必要な税収をあげるため、累進税率を高めねばならず、それは勤労意欲ひいては納税意欲を阻害する。

(“世界大百科事典”より引用)

4) 分離課税

分離課税とは、ある所得を他の種類の所得と合算せず、分離して課税することをいう。

累進課税制度が採用されている税制では、分離課税の税率が、下段の累進税率を除く累進税率より低く設定されているため、総合課税を選択(適用)した場合と比べて、税率の緩和が図られる。

日本の所得税には、次の源泉分離課税と申告分離課税がある。

① 源泉分離課税

源泉分離課税は、源泉徴収によって課税関係を完結させ、確定申告を必要としない制度をいう。源泉分離課税が適用されるのは、以下の所得についてである。

- 利子所得
- 配当所得のうち、公社債投資信託の収益の分配等
- 雑所得のうち、定期積金の給付補てん金や抵当証券の利息などの金融類似商品の収益

上記のほか、配当所得のうち上場株式等(上場投資信託、公募株式投資信託などを含む)に関するもの(大口株主を除く)及び少額配当や、上場株式等の譲渡所得のうち金融商品取引業者等で開設した特定口座(源泉徴収口座)内の金額については、例外を除き確定申告をしないこととすることもできる(「申告不要制度」)。この場合は、源泉分離課税と実質的に同一の課税関係である。

② 申告分離課税

申告分離課税は、確定申告の段階で他の所得と合算せず、分離して課税する制度をいう。不完全分離課税と完全分離課税という分け方がある。申告分離課税が適用されるのは、以下の所得についてである。

- 退職所得
- 山林所得
- 譲渡所得のうち土地建物等の譲渡(分離長期譲渡所得および分離短期譲渡所得)
- 譲渡所得のうち、株式等や出資持分等の譲渡(株式等に関わる譲渡所得等)
- 雑所得のうち、先物取引や外国為替証拠金取引および店頭 FX・店頭 CFD などの店頭デリバティブ取引に関わる雑所得
- 配当所得のうち、上場株式等の配当金(申告分離課税を選択した場合)

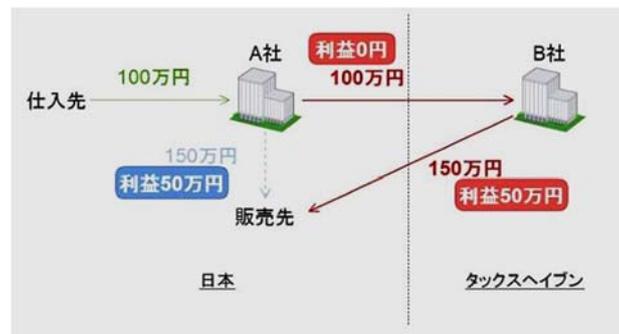
(“ウイキペディア”より引用)

5) パナマ文書「タックス・ヘイブン」で租税回避する仕組み:

タックス・ヘイブンが、いかに租税回避が行われるのか、その大枠のイメージは次のようなもの。

関連会社間における取引価格がポイント

仕組みの基本を理解するために、分かりやすく単純化した例から見ていきます。登場する主な会社は、日本にある親会社の「A社」と、タックス・ヘイブンにある子会社の「B社」です。



この例では、A社が100万円で仕入れた物を、販売先に150万円で売るといった事業をやっていたとします。普通にやればA社に50万円の利益が出ますね。では、ここで間にB社を挟んでみましょう。A社が仕入れた物をいったんB社に100万円で売ってから、B社がお客さんに150万円で売る形にしてみます。結果的にどうなるかというと、A社の利益が0円になってB社の利益が50万円になるんです。税金は利益にかかってきますので、国内の高い税率にかかる利益が0円、タックス・ヘイブンの低い税率にかかる利益が50万円となりますね。こういうふうにタックス・ヘイブンに設立した会社に利益を移転することで、税金が安くなるというわけです。ちなみに、こんな単純な方法は実際には通用しません。ただ、タックス・ヘイブンによる租税回避を単純化してしまえば、だいたいはこのことなので、まずはここからイメージを持てばいいと思います。

租税回避を阻止するための国の税制

さて、こういったことをやりたい放題されてしまうと、国は入るべき税収がなくなってしまいますよね。もちろん、そうはならないように対策も取られています。それでは次に、国が行っている対策について見ていきましょう。

移転価格税制

さきほどの例では、A社はB社に100万円で仕入れた物を売っていました。B社はA社の子会社なので、この価格はA社の意図で自由に操作することができるわけです。しかし、これを許してしまうと、A社とB社の間で、利益を自由に移動させることができることとなりますよね。そのため、こういった利益の移動を防ぐために、「移転価格税制」というものがあるんです。この税制によって、A社とB社の間の取引は妥当な価格で取引が行われたものとして、税金を計算しないとけないようになっています。

そのため、今回のケースでは、「お客さんにだったら150万円で売れたんだから、B社にも150万円で売ったものとして計算しろよ！」ということになっちゃうかもしれないわけです。ただし、実務上は、この妥当な価格がいくらなのかを決めるのは、非常にやっかいな問題。この価格を算出するための方法は定められてはいるんですが、この妥当な価格がいくらなのかについて争いになることは多々あります。なかでも、価格をはっきりさせにくい特許やノウハウといった無形資産の場合に、特に問題になりやすいんです。

タックス・ヘイブン対策税制

移転価格税制以外に、「タックス・ヘイブン対策税制」というものもあります。これは名前そのままなんですが、タックス・ヘイブンに利益が移動させられないようにするための税制です。もし、タックス・ヘイブンにある会社が租税回避目的だけで不当に作られた会社だったような場合は、この税制によって、その会社の利益が日本の会社のものとみなされるようになっています。さきほどの例では、仮にA社からB社への販売価格が100万円として認められていたとしても、B社の50万円の利益もA社の利益とみなされてしまいます。これによって、実態として無意味なB社を使った課税逃れを防ぐことができます。ただし、こちらについても問題があります。何をもって不当な租税回避目的だけに作られた会社だ

と判断するのか、正確に判断するのが難しいんです。この判断のために要件が定められているんですが、どうしても形式的なものになってしまいます。形式的な要件である以上、どうしても抜け道の余地ができてしまいそうですよね。

(執筆者: 貝田 凡太)

【平成28年5月24日(火) 井上編】